

辻泰弘 国会ニュース

つじ やす ひろ Kokkai News 2012年10月12日 NO.113

厚年基金の代行制度は将来廃止 !!

9月28日、厚生労働省の「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」第7回会議が開催されました。以下は、辻泰弘同対策本部長(厚生労働副大臣・当時)の記者会見における冒頭発言概要。



いわゆる「AIJ事件」が発覚してから約7ヶ月が経過。特別対策本部を3月に設置以来、資産運用規制の見直しを実施してきた。残された最大の課題は、厚生年金基金制度の代行制度の在り方。この問題について、私は、有識者会議の中で、「日本の厚生年金基金が持っている代行制度は世界に例のない、日本だけにある独自の制度である」、また、「公的年金の一部を使って、借りて運用しているという意識をしっかりと持つことが根本になければならない」と申し上げ、見直しの検討が必要であることを強調してきた。

わが国独自の制度である「代行制度」は、昭和41年に創設されて以来、現場の関係者の方々のご尽力もあって、わが国の企業年金普及に大きく寄与してきた。企業年金普及の原動力としての代行制度の歴史的役割は大きかったと思っている。しかしながら、いわゆる右肩上がりの経済成長を前提とした制度であったため、平成バブル崩壊後の経済・金融情勢の変化により、かつての代行メリットは失われ、現在では、厚生年金本体にとっても、また、母体企業の経営にとっても、代行を持つことによるリスクが高くなっているのが現状である。

一方で、平成13年の「企業年金2法」で企業年金の新たな選択肢として導入された確定給付企業年金、確定拠出企業年金は普及・定着してきている。また、公的年金制度においても、厚生年金と公務員の共済年金との、いわゆる被用者年金一元化の流れが完成に向かいつつある。

こうした代行制度を取り巻く様々な状況変化と現状を踏まえれば、現在の厚生年金基金の代行制度については、できるだけ他の企業年金制度への移行を促進しつつ、一定の経過期間において廃止する方針で対応すべきである、ことについて本日の対策本部で確認し、決定した。

ただし、そのような方針で対処するにあたっては、今後、持続可能な企業年金の構築、特に、中小企業が加入しやすい企業年金をつくるための施策を積極的に推進する必要がある。また、「代行割れ問題」への対応として、有識者会議で指摘された「連帯債務問題」や「債務額の計算方法」など、特例解散制度の見直しをはかっていくことも必要である。そして、その際には、公的年金である厚生年金本体への財政影響、企業経営に与える影響と企業に求められる自己責任原則、企業年金を持たない厚生年金被保険者とのバランスなどに十分配慮した対応が必要である。

今後、できる限り速やかに、それらに対する対応策を厚生労働省試案の形で提示したいと考えている。具体的には、10月中に社会保障審議会年金部会の下に専門委員会を設置し、厚生労働省の改革試案を提示し、同案に対する検討を行って頂き、年内を目途に年金部会としての成案を得たいと思う。そして、その成案に則した法制化作業を進め、次期通常国会における厚生年金基金制度改革のための法案提出をめざしていきたいと考えている。

上記は厚生労働副大臣在任中の報告です。対策本部提出資料、及び本号は下記のHPに掲載済。

兵庫県事務所 TEL 078-230-8824 東京事務所 TEL 03-6550-0404 <http://yasuhiro-tsujii.jp/>